

大津市担い手育成農地集積事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業実施要綱（平成9年10月8日付9構改D第641号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、土地改良区が土地利用調整推進事業又は高生産性農業集積促進事業を実施することに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって生産性の高い農業構造の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用調整推進事業 実施要綱第2の(2)のイに基づき実施される土地利用調整推進事業（以下「推進事業」という。）をいう。
- (2) 高生産性農業集積促進事業 実施要綱第2の(3)に基づき実施される高生産性農業集積促進事業（以下「促進事業」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市担い手育成農地集積事業補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、推進事業又は促進事業を自主的に行う土地改良区とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、推進事業及び促進事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別紙のとおりとする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市担い手育成農地集積事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の交付申請書には、事業計画書（様式第1号の2又は様式第1号の3）を添付しなければならない。

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市担い手育成農地集積事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市担い手育成農地集積事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市担い手育成農地集積事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市担い手育成農地集積事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市担い手育成農地集積事業補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市担い手育成農地集積事業補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市担い手育成農地集積事業補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市担い手育成農地集積事業補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市担い手育成農地集積事業補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市担い手育成農地集積事業補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(状況報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第11条の規定により事業遂行状況報告書(様式第12号)を補助金の交付のあった年度の12月末現在において作成し、翌年1月10日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市担い手育成農地集積事業補助事業実績報告書(様式第13号)とする。

2 前項の実績報告書には、事業計画書(様式第1号の2又は様式第1号の3)を添付しなければならない。

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市担い手育成農地集積事業補助金確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市担い手育成農地集積事業補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市担い手育成農地集積事業補助金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市担い手育成農地集積事業補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市担い手育成農地集積事業補助金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成16年度において大津市担い手育成農地集積事業補助金交付要綱（平成10年4月1日制定）に基づき採択されている事業に適用する。
- 3 大津市担い手育成農地集積事業補助金交付要綱（平成10年4月1日制定）は、廃止する。
- 4 この要綱は、国の経営体育成基盤整備事業（農業経営高度化支援事業）補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙（第5条関係）（別表第1）

事業	経費	補助率等
1 推進事業	土地改良区が行う土地利用調整推進事業に要する経費	別表第2に定める限度額の2分の1以内
2 促進事業	土地改良区が行う高生産性農業集積促進事業に要する経費	別表第3に定める交付限度額以内

（別表第2）

対象事業の受益面積区分	限度額（千円）
おおむね 60ha未満	1,000
60ha以上200ha未満	1,320
200ha以上	2,660

（別表第3）

算 定 式		
<p>別表第1の2の交付限度額は、下記によるものとする。</p> <p>なお、これにより算出された額は当該年度及び当該年度の次年度の2回に分けて交付できるものとする。</p> <p>交付限度額＝実施要綱第2に規定する対象事業の着工年度から当該年度の前々年度までの累計年度事業費A×aの値＋着工年度から当該年度の前々年度までの累計年度事業費A×bの値＋着工年度から完了年度までの累計年度事業費B×cの値）×dの値</p>		
[aの値]		
	区 分	aの値
当該年度の前年度における 実施要綱第2の(3)のAに 規定する利用権等設定率	5%未満	0
	5%以上10%未満	0.005
	10%以上15%未満	0.010
	15%以上25%未満	0.015
	25%以上35%未満	0.020
	35%以上	0.025

[bの値]

区 分		bの値
当該年度の前年度において 実施要綱第2の(3)のイに 規定する連担化集積率	5%未満	0
	5%以上10%未満	0.005
	10%以上15%未満	0.010
	15%以上20%未満	0.015
	20%以上25%未満	0.020
	25%以上	0.025

[cの値]

区 分	cの値
事業完了年度又は完了年度翌年度において実施要綱第2の(3) のウに示す要件を未達成 (昭和60年における滋賀県の耕地利用率は、99%)	0
上記要件を達成	0.025

[dの値]

1.00